

# 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

## 改正概要

### 1 改正理由

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行され、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（群馬県）」が6月30日をもって改定されたことに伴い、本市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を、県基本方針に即するよう見直すものです。

基本構想は、5年毎に定期見直しを行うこととなっており、前回の定期見直しは、令和3年度に行っています。今回の見直しは法改正に伴うものであり、定期見直しの時期ではないため、目標数値等の改正は行いません。

### 2 主な変更内容

- (1) 「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」を追加。
- (2) 「協議の場の設置の方法」「地域計画の区域の基準」「その他農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号（※）に掲げる事業」に関する事項を追加。
- (3) 「利用権設定等促進事業に関する事項」の削除。
- (4) その他、法改正や情勢等の変化に対応した見直し。

（※）農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号（抜粋）

第四条（定義）

…

3 この法律において「農業経営基盤強化促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 第十九条第一項に規定する地域計画の達成に資するよう、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第三項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)及び第七条各号に掲げる事業の実施による農用地についての利用権(農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。以下同じ。)の設定若しくは移転、所有権の移転又は農作業の委託(以下「利用権の設定等」という。)を促進する事業(これと併せて行う事業で、第一項第二号から第四号までに掲げる土地についての利用権の設定等を促進するものを含む。)